

設 計 図 書 等 回 答 書

令和 6 年 5 月 10 日

下記案件についての質問に対する回答は、以下のとおりです。

記

委託業務名	郡山市立中学校給食センター及び郡山市立中学校第二給食センター学校給食配送業務委託（長期継続契約）
質 問 内 容	
<p>9 施設の使用負担区分 ガス・水道等の負担について実費を月払いなのか・一年分まとめて月割にしての支払いになるのか</p> <p>11 厳守事項 (3)第3機関のチェックが必要であるか→必要である際の依頼先と負担先 点検等の結果について書類の提出は必要か (4)1年間に行う決められた回数と市で指定された業者があるか (6)社内で行ってる健康診断のレベルでいいのか、医療機関での受診が必要か</p> <p>12 損害賠償 損害の具体的な内容は提示していただけるか 時間配分と効率化との観点から再考を提案した場合、配送表の変更は可能か 契約書案の開示は可能か</p> <p>以上よろしく願いいたします</p>	
回 答	
<p>9 施設の使用負担区分 ガス・水道の負担はございませんが、電気代を年度当初に1年分まとめて支払っていただきます。</p> <p>11 厳守事項 (3)第3機関のチェックは、必要ありませんが、トラックのコンテナ消毒後、報告書を提出していただきます。 (4)本市が委託契約をした業者が、月1回の保全点検と年に2回以上の保全散布等の業務を行います。 (6)医療機関での受診が必要となります。また、毎月2回の保菌検査の結果報告書の提出を求めます。</p> <p>12 損害賠償 ・現在までに損害賠償を要する事案は生じていないため具体的な内容を提示できませんが、重大案件が生じた際は双方協議のうえ対応願うこととなります。 ・各中学校の給食時間が異なることを踏まえ、給食時間に遅延しなければ変更は可能です。なお、学校給食衛生管理基準において、調理した食品を調理後2時間以内に喫食できるよう努めることとしております。 ・契約書案は別添のとおりです。</p>	

